

教育活動等についての専門家のご意見

資料 2 - 2

専門家等	意見
朝野座長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急事態宣言下でも教育活動の継続は、教育を受ける権利の保障という観点からは望ましい。安全な教育活動が求められることから、修学旅行の中止、延期など緊急事態宣言下の教育活動の制限はやむを得ない。 2. 個人によっては不安や恐怖を感じる学童、生徒、保護者もいることに配慮し、そのような生徒にも教育が均等に行われるような工夫もそれぞれの学校が必要。例えば大学では、対面とリモートの複合した授業を学生の選択で行っている。
掛屋副座長	<p>若年者の重症化の症例は限られることが知られている。感染リスクが高いものは制限が必要と考えるが、基本的な教育活動は現在の状態を維持することに賛成する。一方、免疫不全等の一部の児童・学生への配慮が必要と考える。受験や卒業式等も感染対策を徹底し、慎重に実施することに賛成する。</p>
茂松委員	<p>○学習活動は原則維持したうえで、集団行動を伴う活動については、一部制限を強化することについて</p> <p>学校においてはほぼクラスターが発生しておらず、また、子供の感染事例で重篤に至った事例はほぼない。学校を閉鎖した場合、子供に与える影響は大きく、保護者の就業にも支障を与えるので、原則、学習活動を維持しつつ、集団行動等を一部制限する措置は、賢明な方策であると思う。</p>